

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
法律施行規則等の一部を改正する等の省令案（仮称）の概要

令和元年 10 月
総務省

1. 趣旨

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「行政手続オンライン化法」という。）においては、手続等のオンライン化の範囲、方法等を各省の主務省令に委任しており、これを受けて、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号。以下「総務省主務省令」という。）において、総務省が所管する法令に係る手続等のオンライン化の範囲、方法等を規定している。

今般、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）により行政手続オンライン化法が改正されたことに伴い、総務省主務省令等について、所要の改正等を行う必要がある。

2. 内容

- ① デジタル手続法による改正後の行政手続オンライン化法（以下「新法」という。）第6条第1項に規定する申請等に係る電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。
- ② 新法第6条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法による手数料の納付方法は、申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。
- ③ 新法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。
 - ・ 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合
 - ・ 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると行政機関等が認める場合
- ④ 新法第7条第1項に規定する処分通知等に係る電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で

接続した電子情報処理組織とする。

- ⑤ 新法第7条第1項ただし書に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。
 - ・ 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
 - ・ 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の定めるところにより行う届出
- ⑥ 新法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。
 - ・ 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合
 - ・ 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合
- ⑦ 適用範囲について、本規則は、原則として総務省関係法令に係る行政手続等を対象としているため、具体的に対象手続を特定する規定を削除する。
- ⑧ 総務省所管の個別作用法令に基づく手続に係る主務省令を総務省主務省令に束ねるといった整理等、その他所要の規定の整理を行う。

3. 施行期日

デジタル手続法の施行の日（令和元年12月予定）